

横芝光町農業委員会 5月第2回定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月8日(金) 午後3時～午後4時

2. 開催場所 横芝光町役場 第4会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2番	鈴木 忠夫		
委 員	1番	宇井 久	3番	土屋 正明
	5番	大川戸 直美	6番	佐久間 正好
	7番	佐久間 幸子	8番	長峯 高明
	9番	越川 雅彦	10番	行木 栄一
	11番	小野 秀明	12番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和2年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第5 議案第4号

令和2年度第1回農用地利用配分計画(案)の意見について

日程第6 議案第5号

横芝光町農業委員会令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和2年5月(第2回)定例農業委員会総会を開催いたします。はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の総会の出席委員は、全員です。会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 5番 大川戸 直美 委員 8番 長峯 高明 委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について、上程します。 事務局に議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【議案第1号朗読】 今回の3条の許可申請は、贈与による所有権移転3件、使用貸借権の設定3件の合計6件です。申請地①から⑥までの位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1 件目から 3 件目は経営規模拡大のための所有権移転の申請となります。

このうち、1 件目は、新島旧三島 字 蛇川の 田 4 筆、計 2, 0 7 3 m²

2 件目は、篠本 字 谷津の 畑 1 筆、5 1 m²

3 件目は、北清水 字 西沼の 田 1 筆、7 2 7 m²です。

4 件目は農業者年金受給継続のための使用貸借権の設定で、新島 字 道貫および 字 新田前の 田 2 筆、計 2, 5 5 5. 4 9 m²です。

5 件目と 6 件目は譲受人を同じくする法人化による経営規模拡大のための使用貸借権設定の申請となります。

このうち 5 件目は、栗山 字 四海目 田 6 筆、計 3, 0 3 1 m²

6 件目は、牛熊 字 東耕地 田 3 筆、計 1, 8 5 1 m²と遠山 字 上葦台畑 2 筆、計 8 9 2 m²の合計 5 筆、2, 7 4 3 m²です。

申請のありました 6 件につきましては、いずれも、機械の保有、労働力、営農状況などから 3 条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第 1 号の説明とさせていただきます。

議 長 　　ただいま、議案第 1 号の朗読と説明が終わりました。

1 件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 　　11 番小野です。この件については、譲渡人が相続により農地を取得したが、町外に居住しており、農業に従事できないため、経営規模拡大を目指す譲受人との協議が整い、譲渡人からの贈与により譲受人が農地を取得するものです。自身の耕作地に近く、耕作に便利であり、また、申請地では水稻の作付を予定しており問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 　　説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 　　異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

2 件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

2 番 2番鈴木です。この件については、譲渡人が相続により農地を取得したが、高齢により農業に従事できないため、経営規模拡大を目指す譲受人との協議が整い、譲渡人からの贈与により譲受人が農地を取得するものです。自身の耕作地に近いため耕作に便利であり、また、申請地では蔬菜等の作付けを予定しており問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 11番小野です。この件については、譲渡人が相続により農地を取得したが、遠方に居住しており、また、農業もしていないため、経営規模拡大を目指す譲受人との協議が整い、譲渡人からの贈与により譲受人が農地を取得するものです。自身の耕作地に隣接しているため耕作に便利であり、また、申請地では水稻の作付けを予定しており問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 11番小野です。送水支管撤去工事作業用地の一時転用のため、親子間で使用貸借権の設定をしていた本件の農地を合意解約。この度工事が完了し農地に復元したため、再度、譲渡人の農業者年金を継続して受給するため、譲受人と農地の親子間での使用貸借権の設定をするものです。特に問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 1番宇井です。この件については、譲渡人が、高齢により農業経営の規模を縮小したい為、法人化により経営規模拡大をめざす譲受人との協議が整い、譲受人が農地を借り受けるものです。理事及び組合員すべて農業者であるため経験もあり特に問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。まず私から、

4 番 現地調査を行ったところ特に問題ありませんでしたので報告します。

8 番 8番長峯です。この件については、譲渡人が、高齢により農業経営の規模を縮小したい為、法人化により経営規模拡大をめざす譲受人との協議が整い、譲受人が農地を借り受けるものです。理事及び組合員すべて農業者であるため経験もあり特に問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

1 1 番 譲受人の経営面積が0aとなっているがどういことですか。また、既存の法人はどうなりますか。

事務局 法人としては新規に設立したもので0aとなっています。既存の法人とは別の構成員で新たに法人を立ち上げたものです。

6 番 それぞれが各種補助事業の対象となりますか。

事務局 主とする作目も異なっており、また、新設の法人は5名の共同経営的な取り扱いとなっています。別個の法人ですので、補助事業の要件に見合えばそれぞれで補助事業の活用が可能です。

議 長 他に質問がなければ採決に入りますがよろしいですか。

(質問なしの声)

議 長 他に質問ないようですので、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号朗読】**

今回の5条の許可申請は、3件です。

申請1件目の土地は、鳥喰新田 字 大師、田355㎡です。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝小学校から南へ約500mの位置にあり、農地の区分は、第1種農地に分類されると考えますが、例外的に許可できる住宅の建設で、建築面積96.05㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

道路と宅地に囲まれており、隣接する農地はありません。親類間の売買により所有権移転するものです。

工事期間は、本年6月27日から11月5日までを予定しています。

工事費用には、自己資金と借入金を充てるもので、金融機関からの証明書等で資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請2件目の土地は、屋形 字 宮前、畑1, 417㎡のうち478㎡です。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、上塚小学校から北東へ約500mの位置にあり、農地の区分は、第1種農地に分類されると考えますが、例外的に許可できる住宅の建設で、建築面積132.54㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

祖母からの使用貸借による権利設定で、周囲は祖母が所有する畑となります。

申請地は、所有権以外の権利で昭和15年に抵当権が設定されていましたが、債権の時効消滅による抹消登記の手続きが進められています。

工事期間は、本年7月1日から10月10日までを予定しています。

建設事業費は全額、借入金により賄う予定ですが、金融機関への事前相談を行っており、資金調達ができる見込みとなっております。

申請3件目の土地は、横芝 字 向根、畑4筆、計1, 571㎡

(実測値で1, 556.57㎡)です。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝駅から西へ約300mの位置にあり、都市計画の用途地域内にあるため、農地の区分は第3種農地に該当し、転用許可が見込まれます。

売買による所有権移転で、不動産業を営む法人による宅地分譲を計画しています。開発許可などの手続きも適切に行われています。

工事期間は、本年7月1日から12月30日までを予定しています。

整地に係る事業費は全額、自己資金により賄う予定で、金融機関の残高証明書により、資金調達ができる見込みであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

- 9 番 9番 越川です。
本件は、集団性のある農地ですが、周辺は既に住宅地化が進んでいる状況です。
土地改良区と農地転用について協議が整っており、また、排水放流の同意も得ています。
現地を確認したところ、農地転用を行うことに、問題はありません。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 11番 11番 小野です。
本件は、祖母が所有していた農地に孫が住宅を建設するもので、土地改良区とも調整済で、生活雑排水の水路放流についても同意を得ているなど、現地を確認した限り、農地転用を行うことに問題はありません。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

- 1 番 1番 宇井です。本件は、原則として許可が見込まれる第3種農地内であり、駅から近く、住宅地としての需要が見込まれる立地条件です。
転用も販売実績のある不動産業者が手掛けるもので、問題はありません。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
日程第4 議案第3号 令和2年度 第2次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。
事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 **【議案第3号朗読】**
今回の利用集積は、新規設定 7件です。
利用権を設定する者は、資料に記載のとおりです。
また、7件すべての案件におきまして、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会、設定する権利は賃借権で水稻として利用、設定期間は今年16日から令和12年10月31日までの10年5か月で、賃借料は直接現物により支払うものです。
利用権を設定する農地は、
1件目、牛熊字東耕地、田、全6筆、計2,040㎡
2件目、牛熊字東耕地ほか、田、全8筆、計4,317㎡
3件目、牛熊字西耕地、田、全5筆、計5,058㎡
4件目、牛熊字東耕地ほか、田、全8筆、計5,830㎡
5件目、牛熊字東耕地ほか、田、全5筆、計2,531.12㎡
6件目、牛熊字東耕地、田、全2筆、計1,021㎡
7件目、牛熊字東耕地、田、全30筆、計19,815.51㎡です。
以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。
それでは、議案第3号の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、議案第3号について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員、よって議案第3号については、すべて原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第4号 令和2年度第1回農用地利用配分計画(案)の意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第4号朗読】

農用地利用配分計画は、議案第3号の農用地利用集積計画において利用権の設定を受けた農地を千葉県園芸協会が農地中間管理事業により、農業の担い手へ配分・集積するもので、今回の計画は記載の3経営体を配分先としています。

備考欄に議案第3号の案件番号が記載されており、面積、筆数、地権者数はそれぞれ集計した数値となっています。

次のページからは、経営体ごとの農用地利用配分計画を添付しています。

配分される農地の明細と農業経営の状況を添付していますのでご確認ください。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただ今、議案第4号の朗読と説明が終わりました。

1件目の案件ですが、私に直接関係があり、議事参与の制限に該当し、当該事案については、分離して審議することとなります。

会議規則の第10条の規定により、1件目の採決が終了するまでの間、私は退室をさせていただきます。

なお、この間の議長を鈴木 忠夫 職務代理にお願いいたします。

【議長交代】

職務代理	<p>それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきます。 よろしく申し上げます。 1件目の案件について、審議します。 これより、質疑を許します。</p>
職務代理	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 賛成全員よって、1件目の案件については、異議ないものと決定いたします。 萩原会長の入室を認めます。 (萩原会長に対して)1件目の案件は、異議ないものと決定しましたので、報告します。 これで、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
議 長	<p>【議長交代】</p> <p>続きまして2件目と3件目について、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 賛成全員よって、議案第4号の農用地利用配分計画(案)については、異議ないものとして町長に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第5号 横芝光町農業委員会令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について 上程します。 事務局に、議案の朗読と説明をお願いします。</p>
	<p>【議案第5号朗読および説明】</p>

議 長	<p>ただ今、議案第5号の朗読と説明が終わりました。 それでは、議案第5号について、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、議案第5号について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>賛成全員よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議は すべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和2年5月(第2回)定例農業委員会総会を閉会します。</p>